

# 埼玉県議会議員一般選挙の投開票日は「4月9日（日）」です

## ■投票できる方

【年齢要件】 平成17年4月10日までに生まれた方

【住所要件】 令和4年12月30日までに鳩山町に住民登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方

※令和4年12月31日以降、埼玉県内から鳩山町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、鳩山町で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（または「住民票の写し」）を持参することにより前住所地の投票所において、投票することができます。ただし、県内で2回以上、他の市町村へ住所を移した場合には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を申請してください。（「住民票の写し」では投票できません。）

## 選挙当日に投票ができない方へ（期日前投票・不在者投票等）

種別	概要
期日前投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>■投票期間 4月1日(土)～8日(土)</li> <li>■投票時間 午前8時30分～午後8時</li> <li>■投票場所 役場1階ホール</li> </ul> ※入場券を忘れずにお持ちください。
特例郵便等投票	新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている方がご利用できます。詳しくは右記の二次元コードから町ホームページをご覧ください。
不在者投票	指定を受けた病院や老人ホームで投票
	郵便による不在者投票
	滞在地の市区町村で投票

■入場券について 入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき1枚につき4人分の入場券がついています(1世帯あたり5人以上の場合は、はがきが2枚以上郵送されます)。入場券を切り取り、投票所へお持ちください。また、選挙資格があるのに、入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。入場券をなくされた方は、お早めに選挙管理委員会へ連絡するか、当日、投票所の受付に申し出てください。

■選挙公報 選挙公報は新聞折込のほか、希望者には郵便等でお届けしますのでご連絡ください。また、役場、東出張所、中央公民館、総合福祉センター、今宿コミュニティセンター、町立図書館、地域包括ケアセンターにも用意します。

■期日前投票・不在者投票等 投票日当日、都合が悪く投票に行けない方は、左表のとおり、期日前投票、不在者投票等ができます。また、期日前投票をご利用の方は、混雑状況を右記の二次元コードまたはURL (https://vacan.com/area/hatoyama-town-polls/polling-place/13) から混雑状況確認システムで、確認できます。新型コロナウイルス感染症対策のためにもご利用ください。

■開票 開票は即日、午後9時から役場3階305・306会議室で行われます(参観を希望する方は下記まで)。テレドームのサービス終了に伴い、開票状況につきましては町ホームページにてご確認ください。※鳩山町議会議員一般選挙の投開票は4月23日(日)に執行されます。

■問合せ 鳩山町選挙管理委員会(役場総務課内)  
☎296-1214 FAX296-2594

新型コロナウイルス感染症対策について

有権者の皆様安心して投票できるよう、投票所内での感染防止に取り組んだ上で選挙を実施しています。

投票所における感染症対策

有権者の皆様へお願い

投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

投票区名	投票所	投票区域
第1投票区	泉井交流体験工リア	大橋、泉井
第2投票区	亀井農村センター	奥田、須江、竹本
第3投票区	上熊井集落センター	高野倉、熊井(一部を除く)
第4投票区	今宿コミュニティセンター	小用、大豆戸、赤沼、今宿、石坂(石坂一を除く)、熊井の一部、鳩ヶ丘五丁目の一部
第5投票区	中央公民館石坂分館	石坂(石坂二を除く)、楓ヶ丘四丁目、鳩ヶ丘三・四丁目
第6投票区	鳩ヶ丘のびのびプラザ ※鳩山小学校体育館から投票所が変わります。	楓ヶ丘一丁目、鳩ヶ丘一・二丁目、鳩ヶ丘五丁目(一部を除く)
第7投票区	地域包括ケアセンター	松ヶ丘一丁目～四丁目、楓ヶ丘二・三丁目

# トピックス



## 鳩山町空家等対策協議会委員を公募します

鳩山町空家等対策協議会では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項に関することを協議します。

町民の皆さまのご意見を伺いながら、対策を計画的に実施していくため、条例に基づき、「鳩山町空家等対策協議会委員」を公募します。

■応募資格 次の①～④にすべて該当する方。

- ①本町に引き続き1年以上住所(住民登録)を有する方
- ②令和5年5月1日現在において、満18歳以上の方
- ③応募日現在において、本町の審議会等に2件以上の公募委員になっていない方
- ④原則として、過去の審議会等の公募委員就任回数が5回未満の方

■募集人員 2人

■任期 令和5年5月1日～令和7年4月30日

■報酬等 会議出席1回につき日額6,000円(年1回程度会議を開催予定)

■応募方法 役場産業環境課(庁舎3階)、役場東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入の上、3月20日(月)～4月3日(月)(必着)の期間に、前記のいずれかに提出してください(土・日曜、祝日を除く午後5時まで)。郵送の場合は、役場産業環境課 環境保全・生活安全担当宛てにお願いします。

■委員の決定

- ①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。
- ②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。

■公開抽選 4月17日(月)午後2時から 役場3階301会議室

※結果については、応募者全員にお知らせします。

■問合せ 役場産業環境課 ☎296-5894

## 売り切れ間近です 町制施行40周年記念事業 オリジナル フレーム切手シートをぜひご購入ください



▲オリジナル フレーム切手シート【第1弾】



▶オリジナル フレーム切手シート【第2弾】

町では、鳩山町町制施行40周年を祝い、町内外に鳩山町を周知するため、オリジナルフレーム切手を2種類作成し、販売しています。

町内外の皆さまにご購入いただき、オリジナルフレーム切手の残数は残りわずかとなっております。この機会に鳩山町オリジナルの貴重な切手をぜひご購入ください。

■販売場所 役場政策財政課(庁舎2階)及び東出張所

■販売価格【第1弾】1シート1,000円【第2弾】1シート1,500円

■問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212



## マイナポータルを活用した 転出・転入手続きを開始しました

令和5年2月6日(月)から、すべての市区町村で、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを通じた、転出届の提出や転入先市区町村への来庁予定の連絡(転入予約)が可能となりました。

また、マイナンバーカード(電子証明書が有効なものに限ります。)をお持ちの方が転出届をオンラインで提出した場合、転出元の市区町村への来庁が原則不要となります。

さらに、転入先市区町村との情報連携により、マイナポータルを通じて転入時に必要な手続きや持ち物が事前に確認でき、手続き漏れや持ち物の不足等を防止することができます。

ただし、国内の転出・転入が対象となりますので、国外の転出・転入は従来通り、来庁による手続きが必要です。ご注意ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

### 事前 予約制

## マイナンバーカードは、もうお持ちですか？ 写真撮影付き！マイナンバーカード 申請のお手伝いをします

鳩山町に住民登録がある方で、初めてマイナンバーカードを申請する方を対象に、申請用証明写真の撮影(無料)、及び申請書の記入と提出のお手伝いを行っています。事前予約制となりますので、役場町民健康課まで、電話予約をお願いします。

※申請できるのはご本人または法定代理人です。

※15歳未満の方の場合は、法定代理人の同行が必要です。

■日時 平日午前9時30分～午前11時30分  
午後1時30分～午後3時30分

■場所 役場町民健康課(庁舎1階)

■持ち物 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

■予約 ご希望日の3日前(土・日曜日、祝日を除く)までにお電話で予約ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

## 休日に臨時開庁し、マイナンバーカード取得と 電子証明書の更新の相談・手続きを受け付けています

マイナンバーカードは、申請用サイトを使えば、必要事項を入力し、顔写真を送信するだけで、いつでも手軽に申請できます。また、スマートフォンやデジタルカメラで撮影した写真も使えます。

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

◆3～4月 休日臨時開庁日

■日程 3月12日(日)・25日(土)  
4月15日(土)・22日(土)

■時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■場所 役場町民健康課(庁舎1階)

■問合せ 役場町民健康課  
☎ 296-5891



届け出もれにより  
保険料が納付できず  
「年金が受け取れない」  
とならないために！

## 結婚などにより加入の種別が変わったら 国民年金の届け出をお忘れなく

20歳から60歳になるまでの40年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は、【第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員・公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)】の3つに分かれます。

就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは、届出が必要です。

■問合せ

役場町民健康課 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 242-2657

### ○国民年金へ加入・変更するとき

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市町村(役場1階町民健康課) 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者であった方も同様)	市町村(役場1階町民健康課)
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村(役場1階町民健康課)
配偶者が会社を変えたとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳や添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

届出は、異動が  
あってから14日以内  
にお願いします

## 就職などで健康保険が変わったら 国民健康保険の届け出をお忘れなく

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」、「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、町役場へ届出

が必要です。加入・喪失の届け出忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

### ○届出が必要になる場合

こんなとき	手続きに必要なもの	
国保に 加入する とき	職場の健康保険をやめたとき 扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書・退職 証明書・離職票など喪失日が記載 された書類
	他の市区町村から転入したとき	特になし
	国保加入者に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国保を やめる とき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定(変更)通知書
	職場の健康保険に加入したとき 扶養家族になったとき	保険証、加入した職場の 健康保険証
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定(変更)通知書

※住所・世帯主・氏名などの保険証に記載する内容が変わったとき、保険証をなくしたとき・破損したとき、修学のために他の市区町村に転出したとき、施設入所のために他の市区町村に転出したときも届出が必要です。必要書類など詳細は、役場町民健康課までお問い合わせください。

※保険証の窓口での交付については、運転免許証・パスポートなどの本人確認書類が必要になる場合があります。